

# 新たな「札幌市教育振興基本計画」策定にあたっての基本的な考え方

## 1 計画策定の背景・趣旨

札幌市教育委員会では、長期的な視点に立った教育全般に渡る理念と方向性を示す「札幌市教育推進の目標及び指針」を掲げるとともに、これまでに「札幌市幼児教育振興計画」、「札幌市教育推進計画」、「札幌市立高等学校教育改革推進計画」、「札幌市特別支援教育基本計画」、「第2次札幌市生涯学習推進構想」を策定し、これら5つの計画に沿って、「未来を切り拓く 人間性豊かで 創造性あふれる 自立した札幌人」の実現を目指し、発達の段階に応じた様々な教育施策に取り組んできました。

また、平成18年12月に改正された教育基本法において、地方公共団体は国の計画を参酌し、地方の実情に応じながら各自の判断により同法に定める「教育に係る基本的な計画」を策定するよう努めなければならないとされたことを踏まえて、前述の目標及び指針、並びに、5つの計画を体系的に結び付け、その総体をもって「札幌市教育振興基本計画」と位置付け、教育に関する施策を総合的・体系的に進めてきました。

一方で、近年、社会経済の状況はさらに変化し、教育に関する課題も複雑化・多様化しています。また、現行計画の中には計画期間が終了するものもあることから、今後の札幌市の教育に関する施策を計画的に推進していく必要があります。

さらに、国では平成25年6月に第2期教育振興基本計画を策定し、今後5年間の教育上の方策が示されました。また、札幌市においては、平成25年2月に新たなまちづくりの基本的な指針となる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」〈ビジョン編〉が策定されたところです。

こうした状況において、これまでの札幌市の教育施策を引き続き推進し、さらに充実させるとともに、国や札幌市の計画を参酌しながら、変化する社会経済情勢や複雑化・多様化する教育課題に対応した取組が求められています。

これらのことから、今後の札幌市教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として新たな「札幌市教育振興基本計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。

### (2) 札幌市の関係する計画との関係

教育分野の現行の「札幌市教育振興基本計画」を構成する「札幌市幼児教育振興計画」「札幌市教育推進計画」「札幌市立高等学校教育改革推進計画」「札幌市特別支援教育基本計画」に代わり、現行計画を一本化し、学校教育と生涯学習を包含した教育に関する施策を総合的に示す計画として新たに策定するものです。

なお、生涯学習及び図書館に関する部門別計画である「第2次札幌市生涯学習推進構想」、  
「第2次札幌市図書館ビジョン」をはじめとして、関連する各分野の部門別計画の考え方や  
方向性を取り入れるとともに、整合性に配慮しています。

また、札幌市の最上位の長期総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や札幌市  
の中期実施計画である「第3次札幌新まちづくり計画」との整合性を図っていきます。

### 3 計画の対象範囲

札幌市の教育を取り巻く環境を踏まえた施策展開を効果的・重点的に進めるため、教育委員  
会の所管する市立の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の学校教育及び幼児から高  
齢者までの生涯学習全般を対象としています。

### 4 計画の構成と計画期間

本計画は、今後10年間を見据えた基本理念を示す「札幌市教育ビジョン」（平成26～35年  
度）と、最初の5年間で取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン（前期）」（平  
成26～30年度）で構成します。

平成31年度以降については、「アクションプラン（前期）」の成果や課題を検証するとと  
もに、社会経済情勢や国における教育政策の動向などを踏まえて、新たに推進すべき教育施策  
について検討を行い、「札幌市教育アクションプラン（後期）」として改めて策定する予定で  
す。

なお、「アクションプラン（後期）」の策定時において、ビジョンについて点検・評価を行  
い、必要に応じて見直しを行います。また、本計画の経過期間中においても、新たに対応すべ  
き教育課題が生じた場合には、計画の見直しを行っていくものとします。

### 5 計画の推進体制

#### （1）関係部局との連携

近年、子どもを取り巻く課題は複雑化・多様化しており、子どもの権利や福祉、地域づく  
りなどをはじめとした様々な観点から課題の解決を図っていく必要があります。また、市民  
の生涯にわたる学びにつながる取組は、子育て支援や、スポーツ・文化の普及・促進、環境  
教育の推進、国際化の推進など様々な分野にわたります。

こうしたことから、今後も関係部局と相互に連携協力を図り、組織横断的な取組を展開し  
ていきます。

#### （2）市民との連携

未来を担う子どもたちを育み、市民一人ひとりが生涯にわたる学びを実践するためには、  
社会全体で子どもの成長と自立、市民の学びを支えていくことが必要です。

本計画の推進にあたっては、家庭・地域住民はもとより、教育関係機関、ボランティアの  
方々、企業や大学などの多様な主体の協力と参画を得て、教育のさらなる充実を目指します。

## 6 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、PDCA サイクル (Plan:計画-Do:実施-Check:評価-Action:改善) の考え方にに基づき、毎年度、本計画に沿って施策を実施するとともに、成果や課題を点検・評価し、その結果を次年度の施策の推進や改善に反映させていきます。

また、PDCA サイクルを効率的・効果的なものとするため、成果目標や関連する指標を設定し、成果を客観的に検証した上で、明らかになった課題等をフィードバックしていきます。

この進行管理にあたっては、単年度の事業計画である「教育委員会実施プラン」や地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定に基づく「教育委員会事務の点検・評価」を活用することで、本市議会への報告も含めて、幅広く市民に公表するとともに、外部有識者 (学識経験者) の意見を踏まえた評価・改善を行います。

